白岡市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新

旧

(布設工事監督者の資格)

- 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める 布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりと する。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
 - (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
 - (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。)、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
 - (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又 はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、 6年以上水道等に関する技術上の実務に従事し

(布設工事監督者の資格)

- 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める 布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号のい ずれかとする。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科又はこれに相当する課程において、衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれ に相当する課程において、衛生工学及び水道工 学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業し た後、3年以上水道に関する技術上の実務に従 事した経験を有する者
 - (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。) 又は高等専門学校において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- <u>た経験を有する者(3年以上水道に関する技術</u> 上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育 学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36 号)による中等学校(次号において「高等学校 等」という。)において土木科又はこれに相当 する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等 に関する技術上の実務に従事した経験を有する 者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に 従事した経験を有する者に限る。)
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又 はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、 8年以上水道等に関する技術上の実務に従事し た経験を有する者(4年以上水道に関する技術 上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (8) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては2年以上、第2号の卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(第1号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (9) 外国の学校において、第1号から第6号まで に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当 該各号に規定する学校において修得する程度と 同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規 定する最低経験年数以上水道等に関する技術上 の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当 該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分 の1以上水道に関する技術上の実務に従事した 経験を有する者に限る。)
- 10 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条

(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校 において、土木科又はこれに相当する課程を修 めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上 の実務に従事した経験を有する者

- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務 に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号に規定する学校を卒業した 者であって、学校教育法による大学院研究科に おいて1年以上衛生工学若しくは水道工学に関 する課程を専攻した後、又は大学の専攻科にお いて衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を 修了した後、第1号に規定する学校を卒業した 者にあっては1年以上、第2号に規定する学校 を卒業した者にあっては2年以上水道に関する 技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号 に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは 第4号に規定する課程に相当する課程若しくは 学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校に おいて修得する程度と同等以上に修得した後、 それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上 水道に関する技術上の実務に従事した経験を有 する者
- (8) 技術士法 (昭和58年法律第25号) 第4条

第1項の規定による第2次試験のうち上下水道 部門に合格した者(選択科目として上水道及び 工業用水道を選択した者に限る。)であって、 1年以上水道等に関する技術上の実務に従事し た経験を有するもの(6月以上水道に関する技 術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木 施工管理に係る1級の技術検定に合格した者 であって、3年以上水道等に関する技術上の実 務に従事した経験を有するもの(1年6月以上 水道に関する技術上の実務に従事した経験を 有する者に限る。)

(水道技術管理者の資格)

- 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める 水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりと する。
 - (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年

第1項の規定による第2次試験のうち上下水道 部門に合格した者(選択科目として上水道及び 工業用水道を選択したものに限る。)であって、 1年以上水道に関する技術上の実務に従事した 経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

- 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める 水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりと する。
 - (1) 前条の規定により布設工事監督者に必要な資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業

- 以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者 については8年以上水道に関する技術上の実務 に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事 した経験を有する者
- (4) 前条第第1号、第3号及び第5号に規定する 学校において、工学、理学、農学、医学及び薬 学に関する課程並びにこれらに相当する課程以 外の課程を修めて卒業した(当該課程を修めて 学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以 下この号において「専門職大学前期課程」とい う。)を修了した場合を含む。)後、同条第1 号に規定する学校の卒業者については5年以上 、同条第3号に規定する学校の卒業者(専門職 大学前期課程の修了者を含む。次号において同 じ。)については7年以上、同条第5号に規定 する学校の卒業者については9年以上水道に 関する技術上の実務に従事した経験を有する 者
- (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号 に規定する課程又は前号に規定する課程に相当 する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校 において修得する程度と同等以上に修得した後 、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最 低経験年数以上水道に関する技術上の実務に 従事した経験を有する者
- (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者 が行う水道の管理に関する講習の課程を修了し た者
- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の 規定による土木施工管理に係る1級の技術検定 に合格した者であって、3年以上水道に関する 技術上の実務に従事した経験を有するもの

- した者については8年以上水道に関する技術上 の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事 した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科 目又は前号に規定する学科目に相当する学科目 を、それぞれ当該各号に規定する学校において 修得する程度と同等以上に修得した後、それぞ れ当該各号の卒業者(学校教育法による専門職 大学の前期課程の修了者を含む。)ごとに規定 する最低経験年数以上水道に関する技術上の実 務に従事した経験を有する者
- (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の 管理に関する講習の課程を修了した者